

# 社会福祉法人十善会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人十善会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員・評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

## (定義等)

**第2条** この規程において、掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第16条1項に基づき選任された理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、定款第16条2項に基づき選任された者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第6条1項に基づき選任された者をいう。
- (4) 業務執行理事とは、定款第16条第2項に基づき選定された者をいう。
- (5) 執行理事とは定款第22条第3項に基づき任免された者のうち、理事に選任された者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬・賞与等職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費・手数料等の経費をいう。

## (報酬等の総額及び支給基準)

**第3条** 定款第8条及び第21条に定める評議員の費用弁償・役員の報酬等の総額及び支給基準は、次によるものとする。

- (1) 支給総額は、当年度当初予算の事業活動収入額の5%以内とする。
- (2) 支給基準は、下表によるものとする。

区 分	支給基準	報酬等の種類	
役 員	理 事 長	年額 当年度事業活動収入額の1.0%以内の額	報 酬
	業務執行理事	年額 当年度事業活動収入額の2.2%以内の額	報 酬
	執 行 理 事	年額 当年度事業活動収入額の1.8%以内の額	報 酬
	理 事	定額 一回 10,000 円	費用弁償
	監 事	定額 一回 10,000 円	費用弁償
評 議 員	定額 一回 10,000 円	費用弁償	

- (3) 支給基準内で報酬等の額を改定する場合は、理事会の了承を得るものとする。

※さかど療護園給与規程により給与を支給されている理事は本規程の適用外とする。

## (報酬等の支給)

**第4条** 理事長、業務執行理事及び執行理事の報酬は、年間報酬額12で除した額を、職員の給与の支給に準じて毎月支給する。

- 2 業務執行理事・執行理事の退職金は、さかど療護園の給与規程第17条の規定に準じて支給する。

**(報酬等の支払と控除)**

**第5条** 理事長及び業務執行理事の報酬は、原則として本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 所得税・社会保険料等は、毎月支給する報酬から控除する。
- 3 月の途中における就任、退任の場合は、日割計算で支給する。

**(改廃)**

**第6条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年5月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規程の制定により、次の現規程を平成29年3月31日をもって廃止する。
  - ・ 社会福祉法人十善会役員・評議員報酬規程
  - ・ 社会福祉法人十善会役員費用弁償規程
  - ・ 社会福祉法人十善会評議員費用弁償規程
- 3 この規程は、令和元年において新たに役員が選任された時から施行する。

附 則

この規程は令和3年6月23日から施行する。